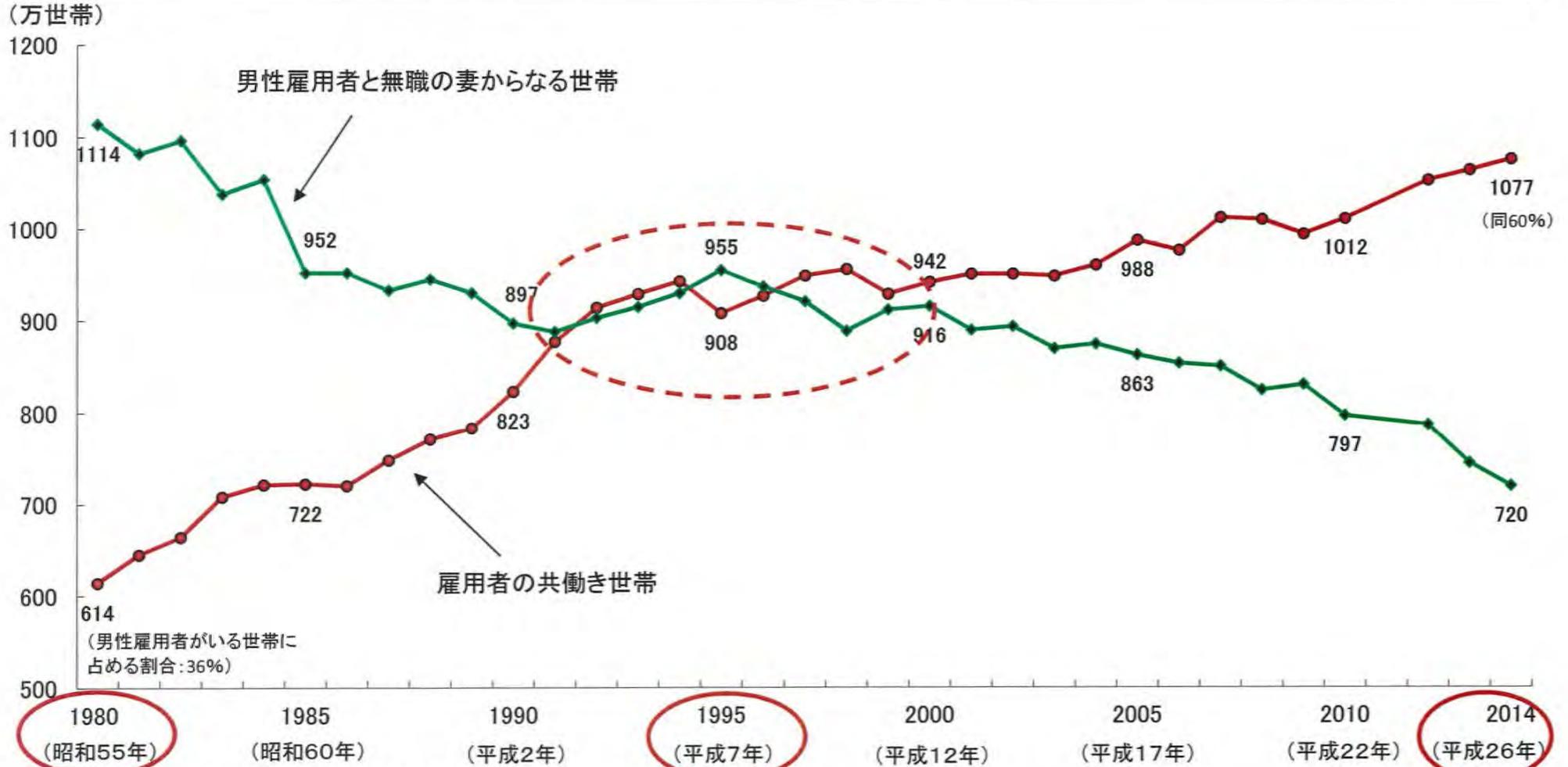


## 共働き等世帯数の推移

7月17日説明資料

○共働き世帯は年々増加。男性雇用者がいる世帯に占める共働き世帯の割合は、1980年には36%であったが、1990年代に入ると、専業主婦世帯数と共働き世帯数が拮抗し、1997年以降は専業主婦世帯数を逆転した。2000年代に入ると、この傾向は更に鮮明となり、2014年には60%にまで上昇。



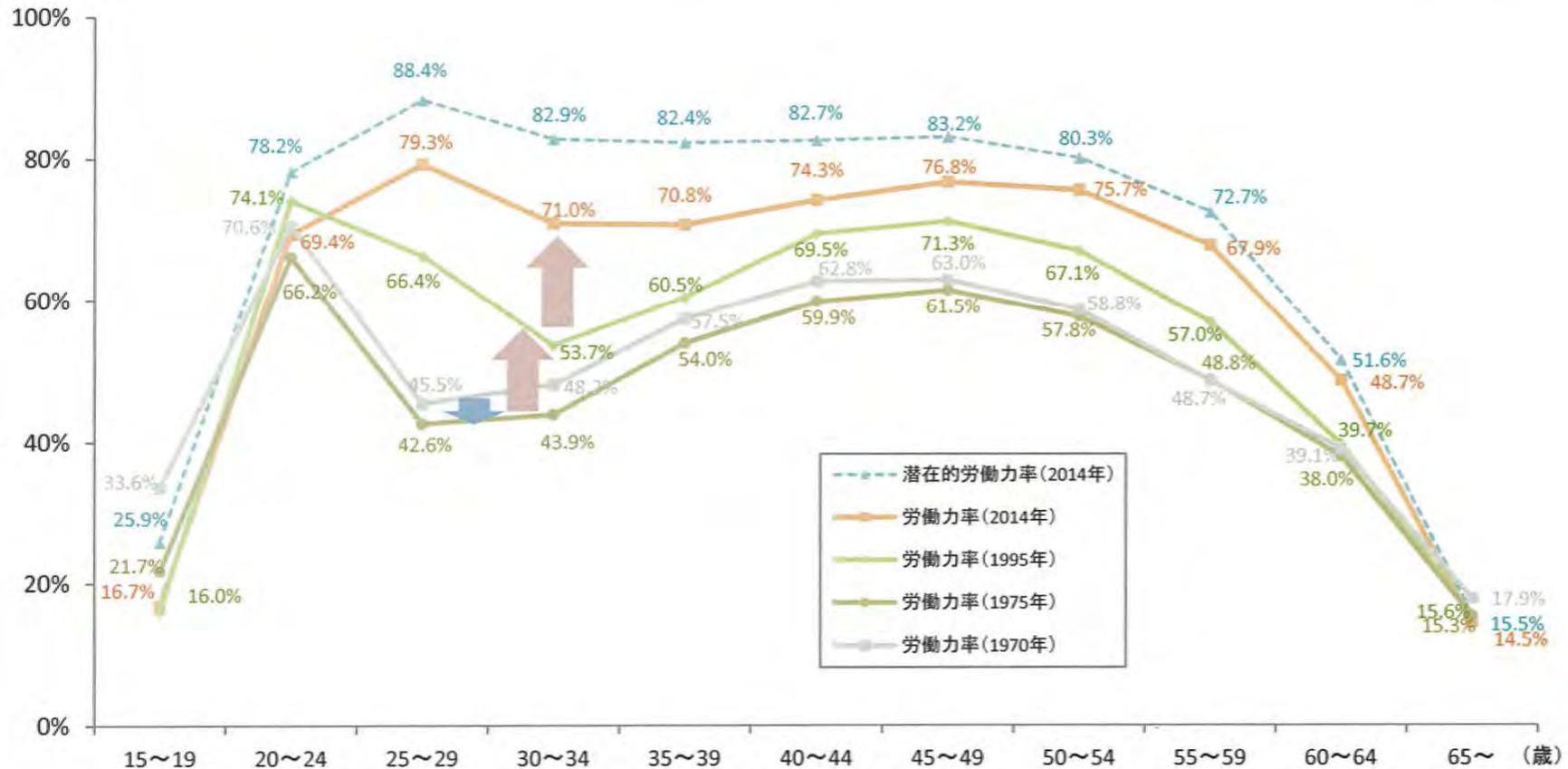
- (備考) 1. 「雇用者の共働き世帯」とは、夫婦ともに雇用者の世帯。  
 2. 「男性雇用者と無職の妻からなる世帯」とは、夫が雇用者で、妻が非就業者(非労働力人口及び完全失業者)の世帯。  
 3. 就業者から農林業及び自営業者・家族従業者は除いた。  
 4. 2011年は東日本大震災の影響により集計していない期間があり、年次結果は公表されていない。

(出所)「労働力調査特別調査」「労働力調査」(総務省)より作成。

## 女性の労働参加の状況

9月3日説明資料

- 女性の労働力率を長期的にみると、1970年代半ばにかけて低下した後、上昇傾向にあり、「M字カーブ」は緩やかになりつつある。
- 他方、子育て等により就業を諦めている女性のうち、可能であれば就業したいと考えている女性約300万人(全年齢)を含めた「潜在的労働力率」では、25～54歳において80%超となっている。



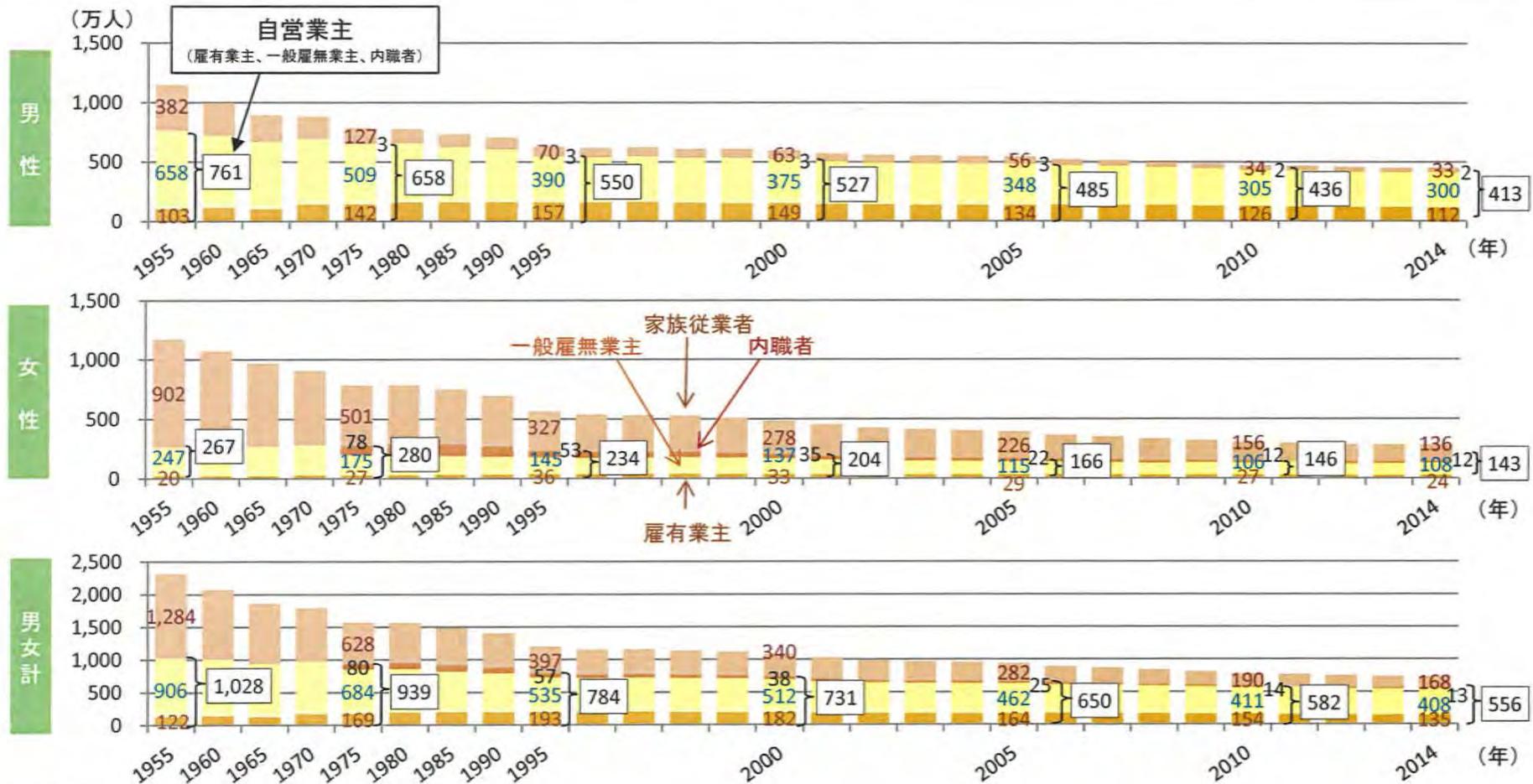
(出典)総務省「労働力調査」

(注)労働力率は、15歳以上人口に占める労働力人口(就業者+完全失業者)の割合。潜在的労働力率は、15歳以上人口に占める潜在的労働力人口(労働力人口+就業希望者)の割合。就業率は、15歳以上人口に占める就業者の割合。

# 自営業主数、家族従業者数の推移

9月3日説明資料

- 男女ともに自営業主等の数は減少している。
- 男性は一般雇無業主の数が減少しており、女性は家族従業者の数が大幅に減少。

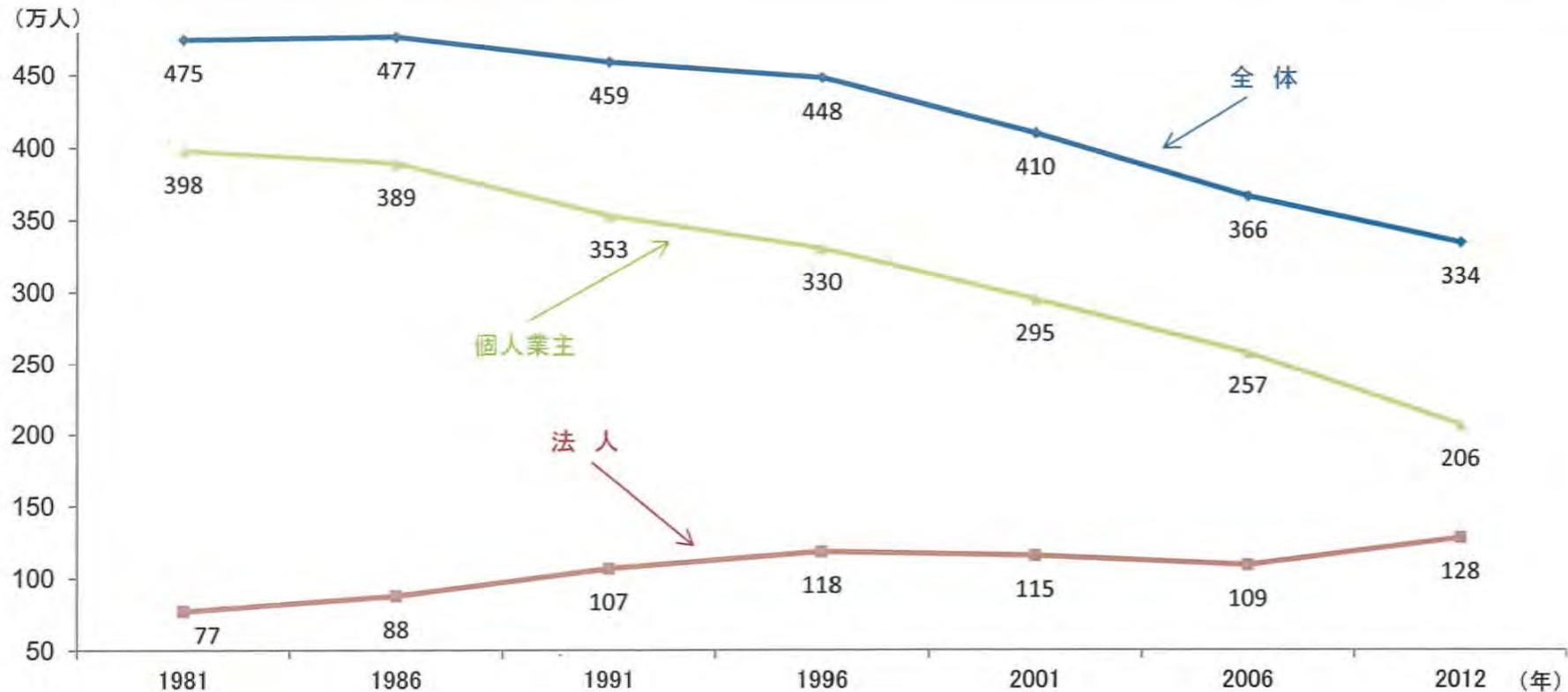


(出所)総務省統計局「労働力調査(基本集計)」  
 (注)1955年から1975年、2005年から2010年の数値については、時系列接続数値を使用。2011年の数値については、補完推計値を使用。ただし、これらの年の「一般雇無業主」、「内職者」については、各年の報告書の数値を使用(1955年から1970年、2011年については、便宜的に全て「一般雇無業主」としている)。

## 小規模事業者数（法人数＋個人業主数）の推移

9月3日説明資料

○ 小規模事業者数は、個人業主の減少などにより減少傾向にある一方、法人数は増加傾向にあり、小規模事業者数に占める法人数の割合は上昇。



(出所) 中小企業庁「中小企業白書」掲載資料(総務省「事業所・企業統計調査」、総務省・経済産業省「平成24年経済センサス活動調査」再編加工)より作成。

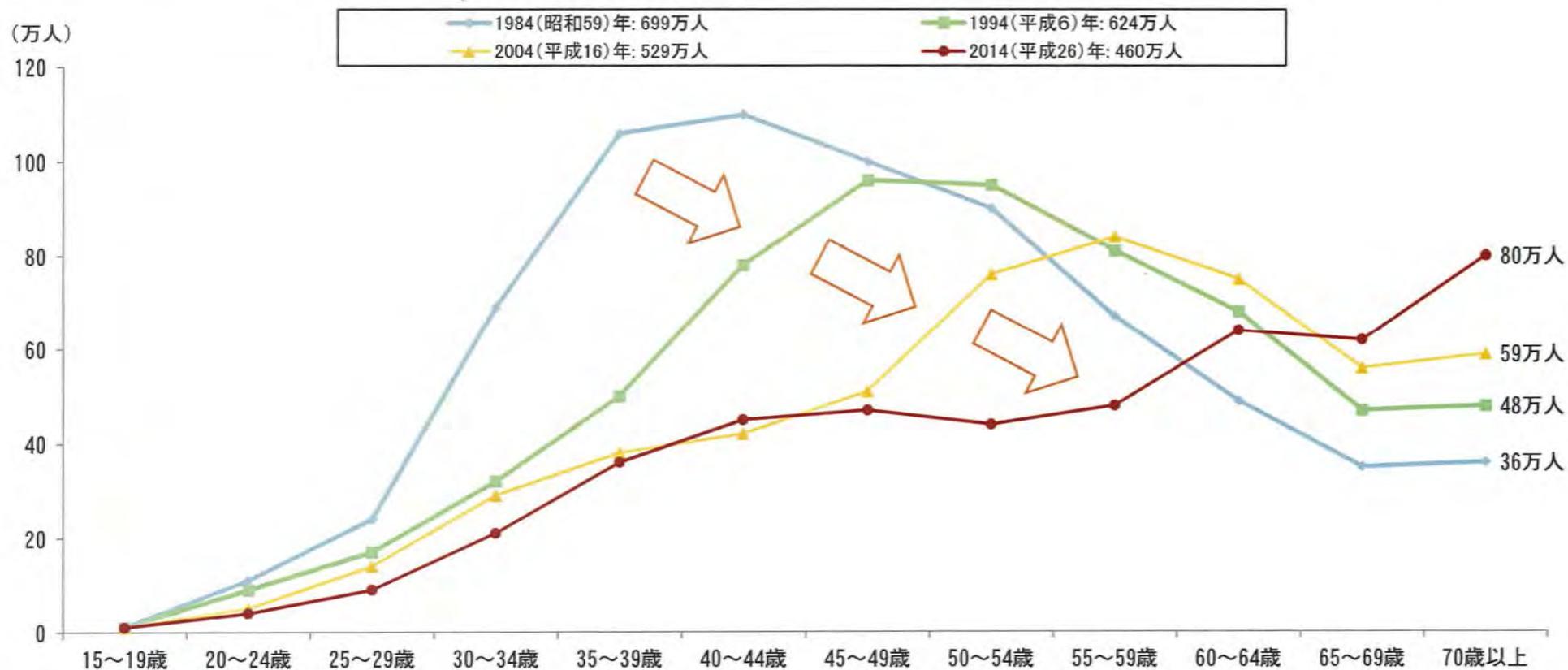
(注1)「小規模事業者」とは、常時雇用する従業員の数が20人(商業又はサービス業は5人)以下の法人又は個人業主をいう。

(注2)「事業所・企業統計調査」及び「平成24年経済センサス活動調査」では、農林漁業に属する個人経営の事業所等が調査の対象から除かれていること、SOHOなど外観からは捕捉が困難な事業所・企業が増加しており、そうした事業所・企業を必ずしも的確に把握できないこと等から、社(者)数が他の統計と乖離している。

## 年齢階級別自営業主数の推移

9月3日説明資料

○ 全体の自営業主数が減少する中で、30～59歳の自営業主数が減少し、経営者の高齢化が進展。若年層の自営業主数が少ないままの場合、自営業主数の更なる減少が予想される。



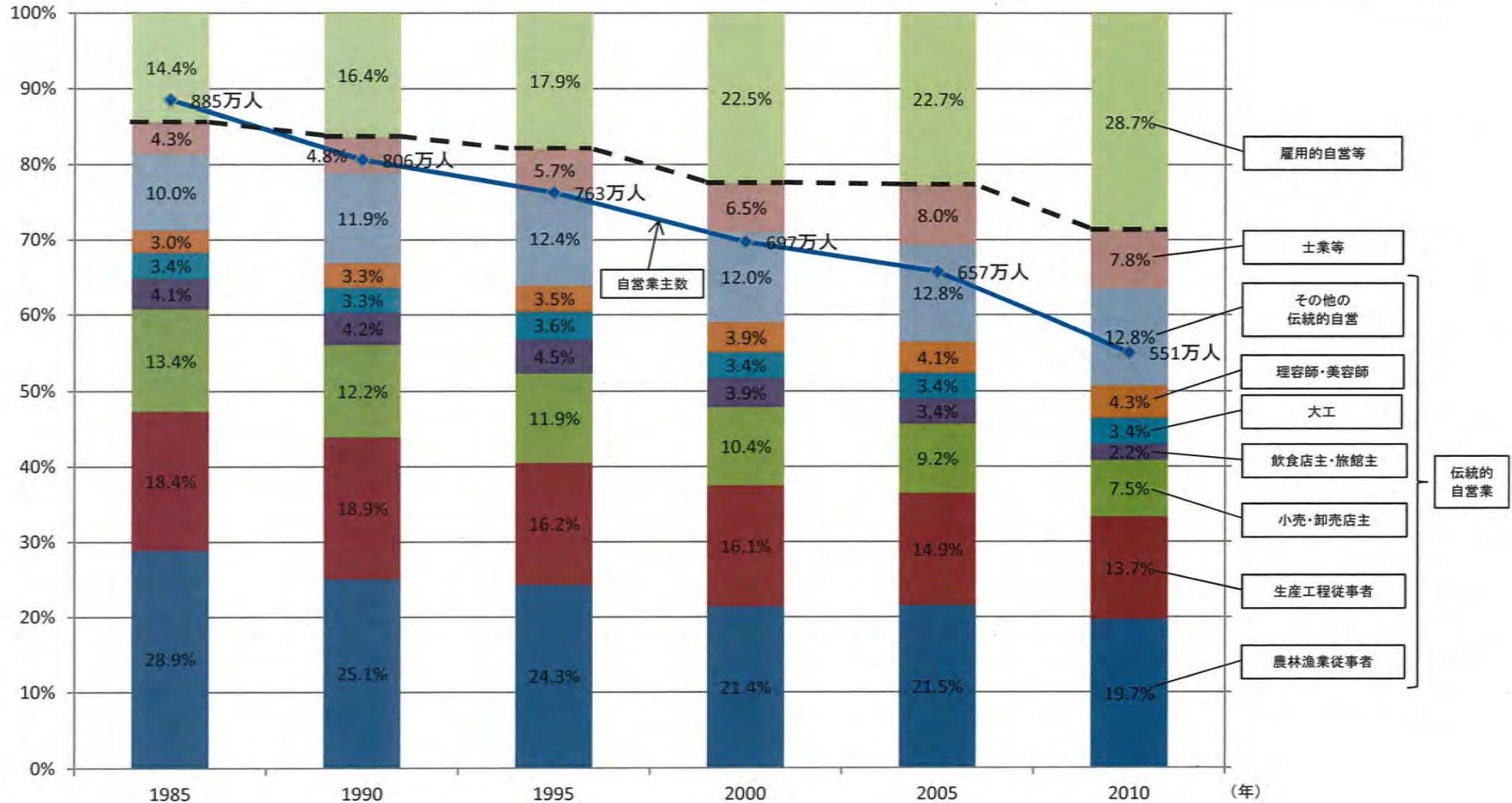
(出典) 1984年及び1994年は総務省「労働力調査特別調査」より、2004年及び2014年は総務省「労働力調査」より作成。

(注1) 非農林業について集計。

(注2) 自営業主とは、従業上の地位区分のうち「雇人のある業主」、「雇人のない業主」及び「家庭内職者」である人をいう。

## 職種別自営業主数及び構成比の推移

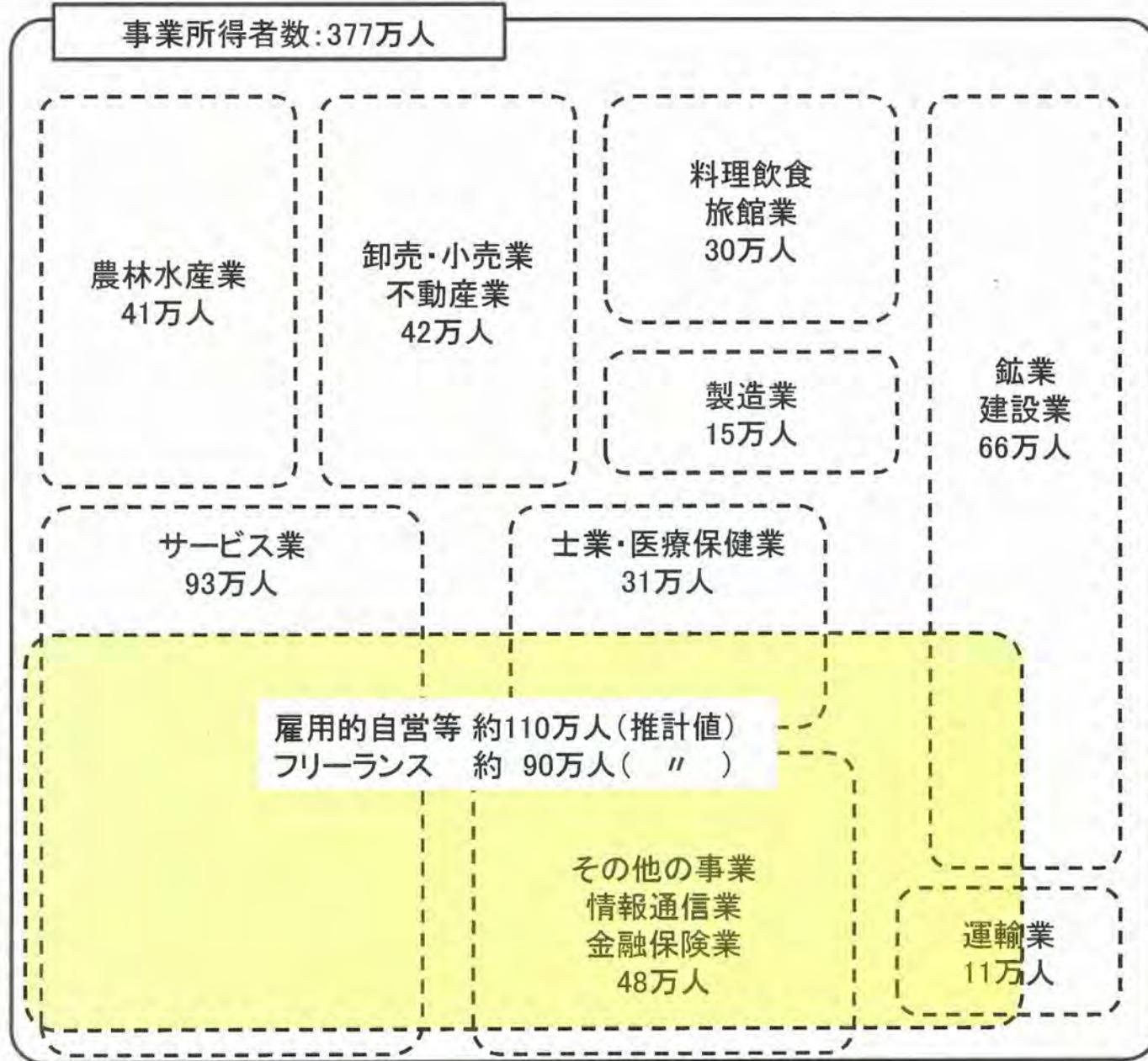
○ 自営業主を職種別で見ると、農林漁業従事者、生産工程従事者、小売・卸売店主といった「伝統的自営業」の割合が減少する一方、建築技術者、SE、保険代理人・外交員などの労働者に近い「雇用的自営業」の割合が増加している。



(出典) 総務省「国勢調査」

(備考) 「伝統的自営業」とは、農林漁業、製造業、小売・卸売店主など取引先との関係で使用従属性の低い従来型の自営業をいい、「士業等」とは、医師、弁護士、会計士・税理士、画家・芸術家など使用従属性の低い専門的職業をいい、「雇用的自営業」とは、建築技術者やSE、保険代理人・外交員など使用従属性の高い自営業主が多く含まれる職種をいう。この区分は、山田久「働き方の変化と税制・社会保障制度への含意」(平成27年9月3日 政府税制調査会資料)による。

## 事業所得者と「雇用的自営等」等との関係(イメージ)



○ 事業所得者数 377万人

〔 税額あり:162万人  
還付:83万人  
税額なし:132万人 〕

(出典)国税庁「国税庁統計年報書(平成25年分)」

(注1)「事業所得者」とは、所得税の申告等を行った個人のうち、事業所得の金額が他のいずれの所得の金額よりも大きい人をいう。

(注2)「税額」とは、申告納税額をいう。

○ 「雇用的自営等」である事業所得者の人数(推計値)

約110万人

(備考)「雇用的自営等」とは、建築技術者やSE、保険代理人・外交員など使用従属性(労働者性)の高い自営業主が多く含まれる職種をいう(山田久「働き方の変化と税制・社会保障制度への含意」(平成27年9月3日政府税制調査会資料))。

(注)上記の人数は「雇用的自営等」の個人業主数(約158万人)(総務省「国勢調査」)に事業所得者比率(※)を乗じて算出。

○ 「フリーランス」である事業所得者の人数(推計値)

約90万人

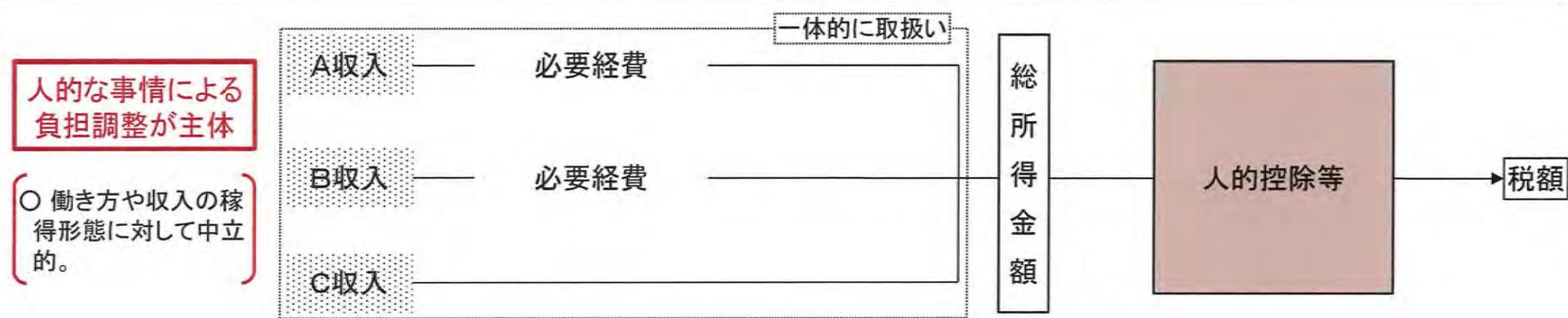
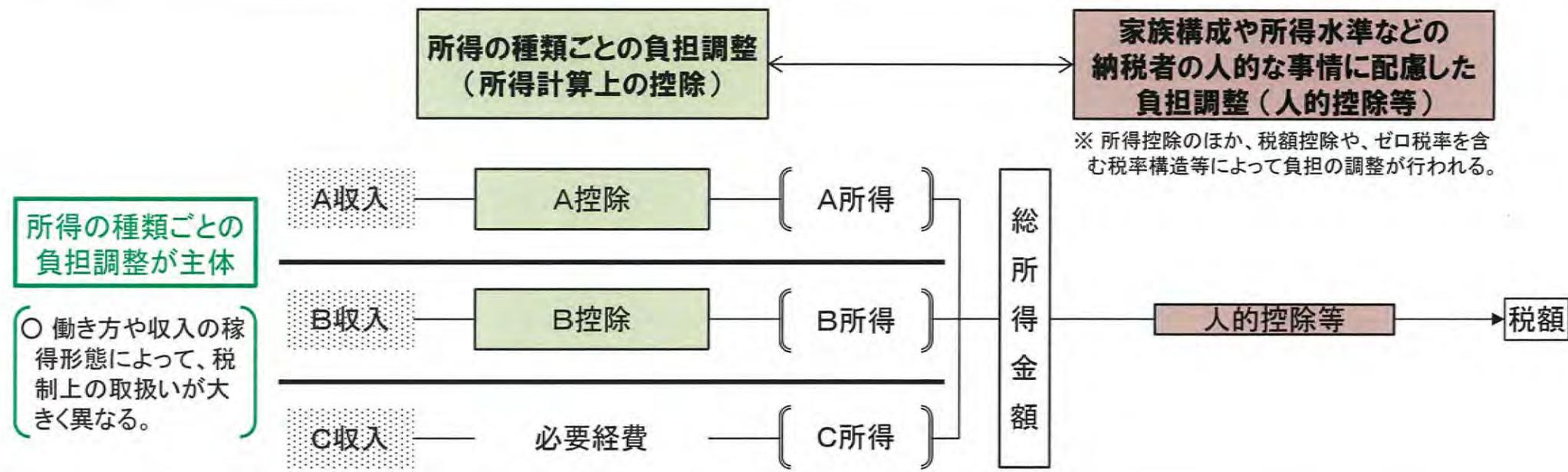
(注)リクルートワークス研究所「フリーランス調査」(2015年)における「フリーランス」の人数(約127万人)に事業所得者比率(※)を乗じて算出。

「フリーランス」とは、①個人事業主としての収入が主体、②誰も雇用していない、③農林水産業・小売業・飲食業・運送/包装業・土木/建設業以外、④実店舗を保有していない、という条件を満たす18歳以上の男女とされている。

(※)事業所得者比率とは、自営業主数(551万人)に占める事業所得者数(377万人)の割合(68.4%)をいう。

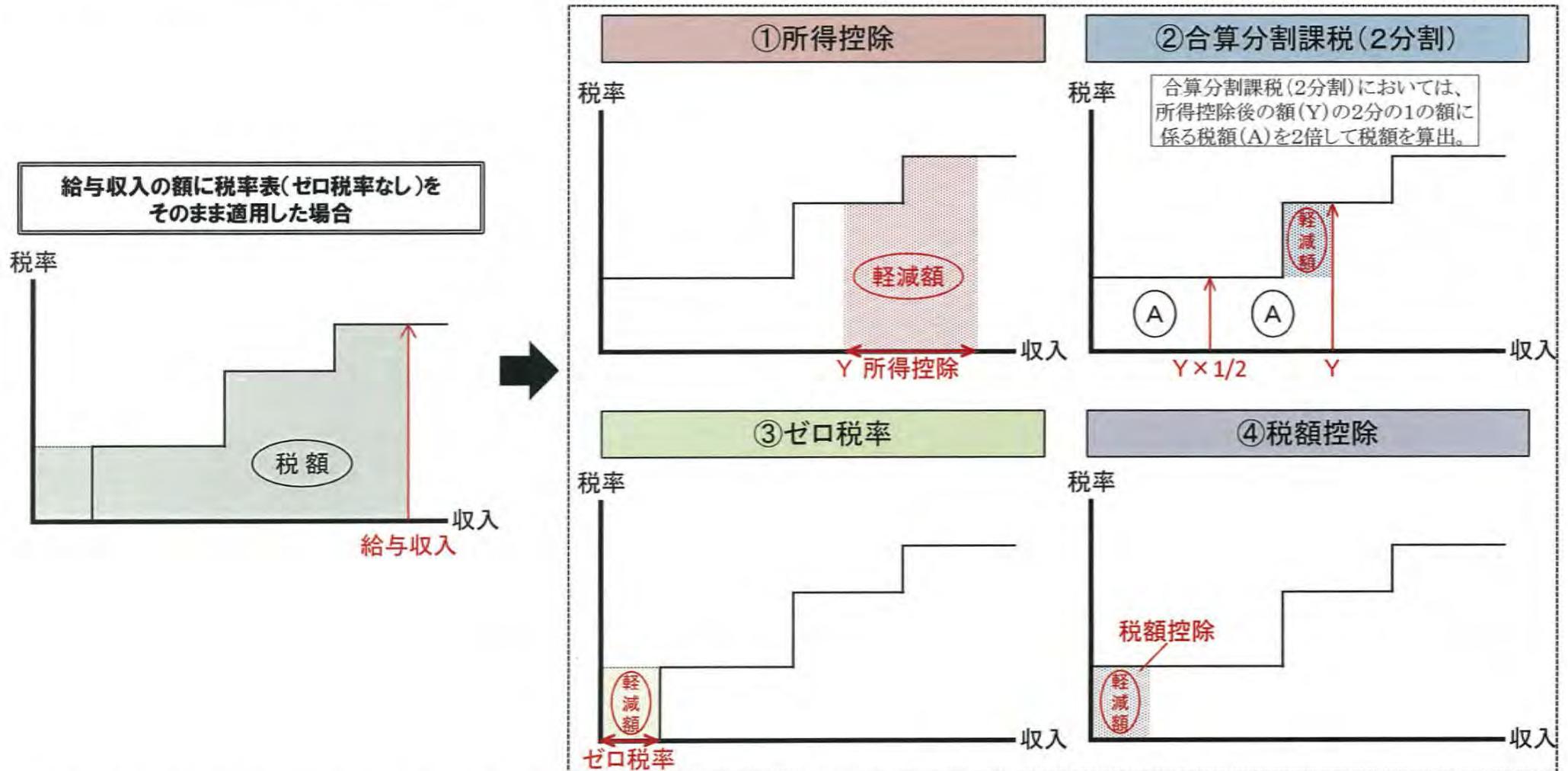
# 税負担の調整のあり方(イメージ)

- 税負担の調整に当たっては、
- ・ 各類型の所得の合算前に、働き方等に応じた所得の種類ごとの負担調整(所得計算上の控除)を行うことが主体となる場合と、
  - ・ 合算後に、所得の種類と関係なく、家族構成などの人的な事情に配慮した負担調整(人的控除等)を行うことが主体となる場合が存在。



- 働き方や収入の稼得形態に対して中立的。

- 主要諸外国における所得税の負担調整制度としては、①所得控除、②合算分割課税、③ゼロ税率及び④税額控除が存在。
- 給与収入の額に税率表(ゼロ税率なし)をそのまま適用した場合の税負担額と比較すると、①～④の諸制度によって税負担額が調整されることとなるが、どの制度を用いて税負担を調整することとしているかは各国によって異なる。



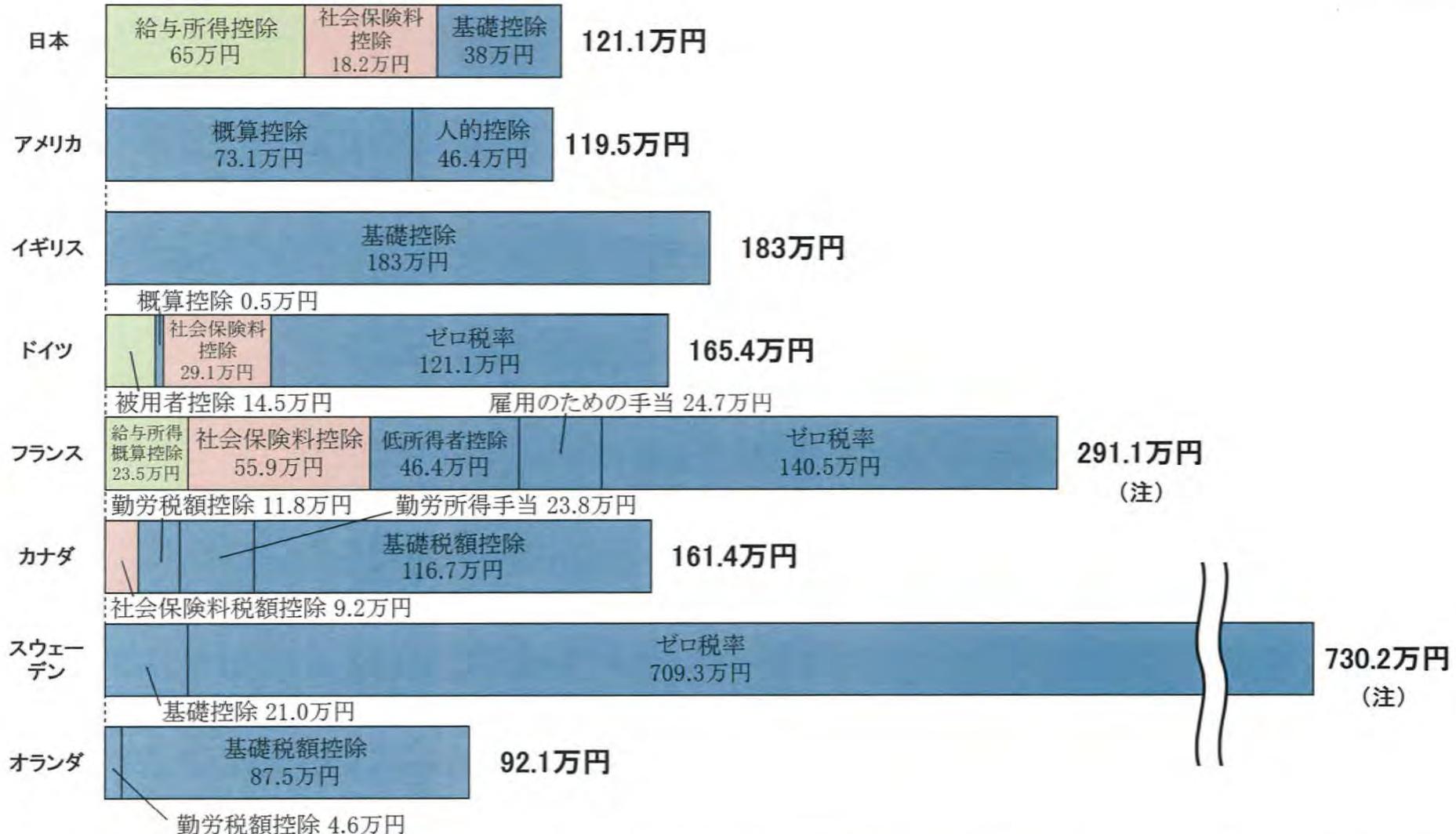
(注)「②合算分割課税」と「③ゼロ税率」が両方適用される場合、「②合算分割課税」にゼロ税率の影響が一部含まれる点に留意。

# 所得税の課税最低限の内訳の国際比較(給与所得者の場合)①

10月14日説明資料

(2015年1月現在)

【单身】



(注) フランスとスウェーデンには、当該金額のほぼ全額に対して一律に課される税(フランス:社会保障関連諸税(8%)、スウェーデン(ストックホルム市):地方税(29.78%))が存在。

(備考) 1. 所得税額の計算においては、統一的な国際比較を行う観点から、一般的に適用される控除を考慮している。

2. 邦貨換算レートは、1ドル=116円、1ポンド=183円、1ユーロ=145円、1カナダドル=103円、1スウェーデン・クローネ=16円(基準・裁定外国為替相場:平成27年(2015年)1月中適用)。